

# 入札案件概要書

【 **コンサル** ・ 一般委託 ・ 物品 】

件名	(仮称)本郷公園(第一工区)整備工事施工監理業務委託	契約番号	15
履行期間	平成 30 年 6 月 4 日～平成 31 年 9 月 30 日		
履行場所	海老名市本郷地内		
予定価格(税抜)	一 金 8,430,000 円		
参加条件	参加の地域要件	第4区分	地域要件は入札公告で確認してください。
	指定業種	326 造園	細目
			細目
	手持契約件数制限	なし	
	低入札調査基準価格	予定価格の50% 低入札調査基準価格については、告示第5号「8 低入札による履行確認調査」を参照してください。	
	必要とする資格等	○会社としての登録 コンサルタント登録規定における造園部門の登録があること。 ○業務主任者は過去5年以内に同種同規模の施工監理の経験を有すること。管理技術者は技術士（総合技術監理部門－建設又は建設部門）又は1級土木施工管理技士又はRCCM（造園部門）の資格を有すること。 ○上記の資格及び3カ月以上の雇用を確認できる書類の写し（雇用確認の種類は、原則として健康保険被保険者証の写し） （調書の中で主任を明示すること。） ※一般競争入札参加資格確認申込書送付時に上記の内容を確認できる書類の写しを併せてFAX送付すること。	
その他の要件			
業務の概要	当該地域には、現在公園施設がないことから、災害時の広域避難場所及び組合施設利用者の避難場所となる防災機能を有した公園として活用していくと共に、周辺住民の憩い・ふれあい・安らげる空間としての場の提供をするための公園整備に伴う施工監理を委託するもの。 なお、契約金額の年度別内訳は協議によります。 ※本案件は、契約No. 14「(仮称)本郷公園(第一工区)整備工事」の施工監理業務となります。よって、当該工事の契約が議会の議決を得られない等により成立しない場合は、本案件についての契約は無効となります。 ※入札書、委任状は別添の様式を使用してください。		

# 条件付一般競争入札参加資格確認申込書

平成 年 月 日

高座清掃施設組合  
組合長 内野 優 殿

認定番号

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

担当者名

電話番号

e-mailアドレス

F A X 番号

使用印

入札に参加したいので、次のとおり申します。  
なお、この参加申込書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ありません。

契約番号 15

件名 (仮称)本郷公園(第一工区)整備工事施工監理業務委託

( 高座清掃施設組合 総務課 契約担当  
e-mail : keiyaku@kouzaseisou-kanagawa.jp  
F A X : 046-238-6010 )

※通信欄（二日以内に返信します。）

- 申込書を受け付けました。「条件付一般競争入札参加資格確認通知書」は、審査後電子メール又はFAXで送付します。
- 書類が不足しています。入札公告等を確認して再申請してください。
- \_\_\_\_\_

組合の確認 (記入不要)		
地域	第4区分	
業種	326 造園	
評点		
その他	会社登録、資格、保険証	

## 入札書

平成 30 年 5 月 28 日

高座清掃施設組合  
組合長 内野 優 殿住 所  
商号又は名称  
代表者職氏名  
代理人氏名印  
印

高座清掃施設組合契約規則を堅く守り、次の金額  
で入札します。

件名	(仮称)本郷公園(第一工区)整備工事施工監理 業務委託											
金額	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

落札にあたって、契約金額は、落札額に消費税及び地方消費  
税額を加えた金額とします。なお、消費税率は、8%とします。

- (注) 1. 金額は、消費税及び地方消費税額を除いた額を記入してください。  
2. 金額は、1つの枠に1字ずつアラビア数字で記入してください。  
なお、金額の訂正したものは無効とします。  
3. 入札の際は、入札書を二つ折りにして入札箱に投函してください。



契約番号

15

# 委 任 状

平成 30 年 5 月 28 日

高座清掃施設組合

組合長 内野 優 殿

委任者 住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

件 名 (仮称)本郷公園(第一工区)整備工事施工監理業務委託

---

今般私は、次の者を代理人と定め、上記の件に関する入札の一切の権限を委任します。

代理人氏名	被委任者印鑑



# 質 問 書

高座清掃施設組合契約担当 殿

設計図書に関して、質疑がある場合は質疑内容を記載し、電子メール又はFAXで送信してください。

○ 送信日時 : 入札公告を確認してください。

○ 送信先 : 高座清掃施設組合 総務課 契約担当

e-mail : keiyaku@kouzaseisou-kanagawa.jp

F A X : 046-238-6010

○ 回 答 : ホームページに順次掲載します。

認定番号		電話番号	
所在地		e-mailアドレス	
商号又は名称		F A X 番号	
代表者職氏名		担当者名	

契約番号	15
契約件名	(仮称)本郷公園(第一工区)整備工事施工監理業務委託
質 疑 内 容	

# (仮称)本郷公園(第一工区)整備工事施工監理業務委託仕様書

## 第1章 総 則

### (適用範囲)

第1条 本仕様書は、防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）第8条の規定に基づく民生安定施設の助成事業として、高座清掃施設組合（以下「組合」という。）が実施する(仮称)本郷公園(第一工区)整備工事（以下「本工事」という。）の施工監理に適用する。

なお、本仕様書に記載の無いものは、国土交通省関東地方整備局「発注者支援業務共通仕様書」の最新年度版に基づくものとする。

- 2 業務の名称：(仮称)本郷公園(第一工区)整備工事施工監理業務委託
- 3 業務場所：海老名市本郷地内
- 4 業務期間：平成30年（2018年）6月 4日 から  
平成31年（2019年）9月30日 まで

### (目的)

第2条 (仮称)本郷公園(第一工区)整備工事施工監理業務（以下「本業務」という。）は、組合が実施する本工事の施工に伴い工事施工監理を行い、工事請負者及び組合と十分な協議調整を行った中で、円滑な工事施工の推進及び適正な工事品質を確保することを目的とする。

### (提出書類)

第3条 本業務を実施するにあたり受託者は、下記の書類を組合に提出し、承認を得るものとする。

1. 着手前：委託業務着手届、委託業務主任者等選任届、業務工程表
2. 完了後：業務完了届、業務完了引渡書

### (疑義)

第4条 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、組合及び受託者で協議の上、決定するものとする。

### (業務内容の変更)

第5条 組合が必要と判断した場合、組合と受託者による協議により業務内容を変更することがある。

(成果品の検査)

第6条 受託者は、本業務の工程毎及び本業務完了後に、組合の確認を受けるものとし、組合から仕様書の定めに適合しないものとして修正指示があった場合は、速やかにこれを是正するものとする。

(成果品の瑕疵)

第7条 本業務完了後、明らかに受託者の責による成果品の瑕疵が発見された場合は、組合の指示により受託者の負担においてこれを是正するものとする。

(成果品の帰属)

第8条 本業務において使用又は作成した成果品は、すべて組合に帰属するものとし、受託者は、組合の許可なく使用、複製及び流用してはならない。

(土地の立入等)

第9条 受託者が作業の実施において、第三者の土地へ立入る場合は、あらかじめ組合と協議すると共に受託者の責任において関係者と緊密かつ十分なる協調を保ち業務の円滑な遂行を期せねばならない。

また、作業の際、作業服には受託者の会社名を明示した名札を付けるものとし、身分を証明できるものを絶えず携帯すること。

(損失の補償)

第10条 本業務中は、交通安全に万全を期すよう努めるものとする。また、第三者に損害を与えた場合は、組合と協議のうえ受託者の責任において処置するものとし、その費用を負担しなければならない。

## 第2章 業務概要

(業務項目)

第11条 本業務は、担当技術者による工事重点施工監理を行うものとし、主に行う概要については関係機関との協議資料の作成、品質・出来形に係る立会及び検測、工程管理、安全・施工体制の確認、変更協議・変更設計工法の検討及び変更積算支援、完成事前検査等を行う。

なお、本業務の遂行上必要な資料の収集、調査、検討等は、原則として受託者が行うものであるが、現在組合が所有し、業務に利用できる資料はこれを貸与する。

## 1. 請負工事の契約の履行に必要な資料作成等

- (1) 受託者は、工事の設計図書に基づく工事請負者に対する指示、協議に必要な資料の作成を行い、提出するものとする。
- (2) 受託者は、工事請負者から提出（提出、承諾及び協議事項）された資料と設計図書との照合を行い、報告するものとする。
- (3) 受託者は、次の各号に掲げる項目がある場合は、現地の確認及び調査並びに検討に必要な資料の作成を行い、その結果を報告または提出するものとする。
  - 1) 図書、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が現場条件と一致しないこと。
  - 2) 設計図書に誤謬または脱漏があること。
  - 3) 設計図書の表示が明確でないこと。
  - 4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
  - 5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- (4) 受託者は、工事の設計変更若しくは組合への報告事項に必要な調査、簡易な測量及び図書等の資料作成を行い、提出するものとする。

## 2. 請負工事の施工状況の照合等

- (1) 受託者は、使用材料（支給材料等を含む）について設計図書との照合を行い、その結果を報告するものとする。
- (2) 受託者は、施工状況（段階確認等）について設計図書との照合等を行い、その結果を報告するものとする。なお、照合等を行い設計図書等に適合しない場合は、その旨を工事請負者に伝えるとともに、その結果を報告するものとする。
- (3) 不可視部分や重要構造物の段階確認等について、結果を速やかに報告するものとする。

## 3. 地元及び関係機関との協議等に必要な資料の作成等

- (1) 受託者は、地元若しくは関係機関との協議・調整に必要な簡易な測量、調査、資料の作成及び立会いを行い、その結果を報告または提出するものとする。
- (2) 本工事及び本業務は、防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）第8条の規定に基づく民生安定施設の助成事業として国庫補助金を活用して実施するものであることから、受託者は、国庫補助金申請等の手続に際して、資料作成を含め全面的に組



合を支援するものとする。

#### 4. 工事検査等への臨場

受託者は、調査職員の指示に従い、工事監督職員とともに、中間検査及び出来高検査、完成検査等(工場検査等含む)に臨場するものとする。その他、工事施工に伴い現場などで実施する工事材料の寸法・材質及び品質等の検査についても、調査職員の指示に従い臨場するものとする。

#### 5. その他

上記各条項において工事契約上重大な事案等が発見された場合は、遅滞なく報告するものとする。災害発生時には調査職員の指示により、情報の収集等を行うものとする。

#### (管理技術者等)

第 12 条 受託者は、管理技術者をもって秩序正しい業務を行わせるとともに、公園整備工事について、十分な知識と経験を有する技術者を配置しなければならない。

- 2 業務主任者は、過去 5 年以内に同種同規模の施工管理の経験を有することとする。
- 3 管理技術者は、技術士(総合技術監理部門ー建設又は建設部門)又は 1 級土木施工管理技士又は RCCM(造園部門)の資格を有すること。

#### (管理技術者の行う業務)

第 13 条 管理技術者は、対象工事毎に契約内容、工事特性、施工概要、設計変更関連資料等を把握・確認しなければならない。

#### (報告)

第 14 条 受託者は、次にあげる事項を記入した業務報告書を作成し、組合に月毎にとりまとめて書面で提出するものとする。

- 1) 実施した業務の内容
  - 2) その他必要事項
- 2 受託者は、打合せ及び協議の都度その内容に対する議事録を作成して組合の承諾を得るものとする。

#### (業務の完了)

第 15 条 受託者は、本業務完了後すみやかに業務完了届及び成果品を提出し、組合の検査を受けなければならない。本業務は、組合の検査合格をもって完了

とする。ただし、工事遅延に伴う業務期間の延長については、組合と受託者による協議のうえ変更することがある。この場合において、原則として業務委託金額の変更は行なわないものとする。

#### (成果品)

第 16 条 成果品とは、以下のものをいう。

- 1) 第 14 条で作成した業務実施報告書
- 2) 打合せ記録簿
- 3) 業務計画書
- 4) 業務に関わる指示、協議書等
- 5) 工事の履行に関わる関係資料（指示及び協議書・承諾書等、段階確認、その他工事に関する資料など）

#### (業務完了検査)

第 17 条 受託者は本業務完了後、所定の手続きを経て組合の業務完了検査を受けるものとする。本業務は、組合の業務完了検査合格をもって完了とするが、納品後、成果品に記入漏れまたは不備若しくは誤りが発見された場合、受託者は責任をもって速やかにこれを訂正のうえ納品するものとする。また、受託者は本業務の完了を通知する時まで、本仕様書及び契約書等により義務付けられた業務報告書及び監督職員が指示した書類等の整備を完了し、監督職員に予め提出しておかなければならない。

#### (法令の遵守)

第 18 条 受託者は、本業務の実施にあたっては業務委託契約書及び本仕様書並びにその他関係法令を遵守し、業務の円滑な進捗を図ること。また、これらに明記なき事項については、組合と協議のうえ別に定めるものとする。次にあげる事項を記入した業務報告書を作成し、組合に月毎にとりまとめて書面で提出するものとする。

#### (守秘義務)

第 19 条 受託者は、本業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

# 【広域案内図】



公園予定区域



本郷老人福祉センター

新宿

下谷津

高座施設組合  
屋内温水プール

高座清掃施設組合

高座清掃施設組合  
第二清掃処理場

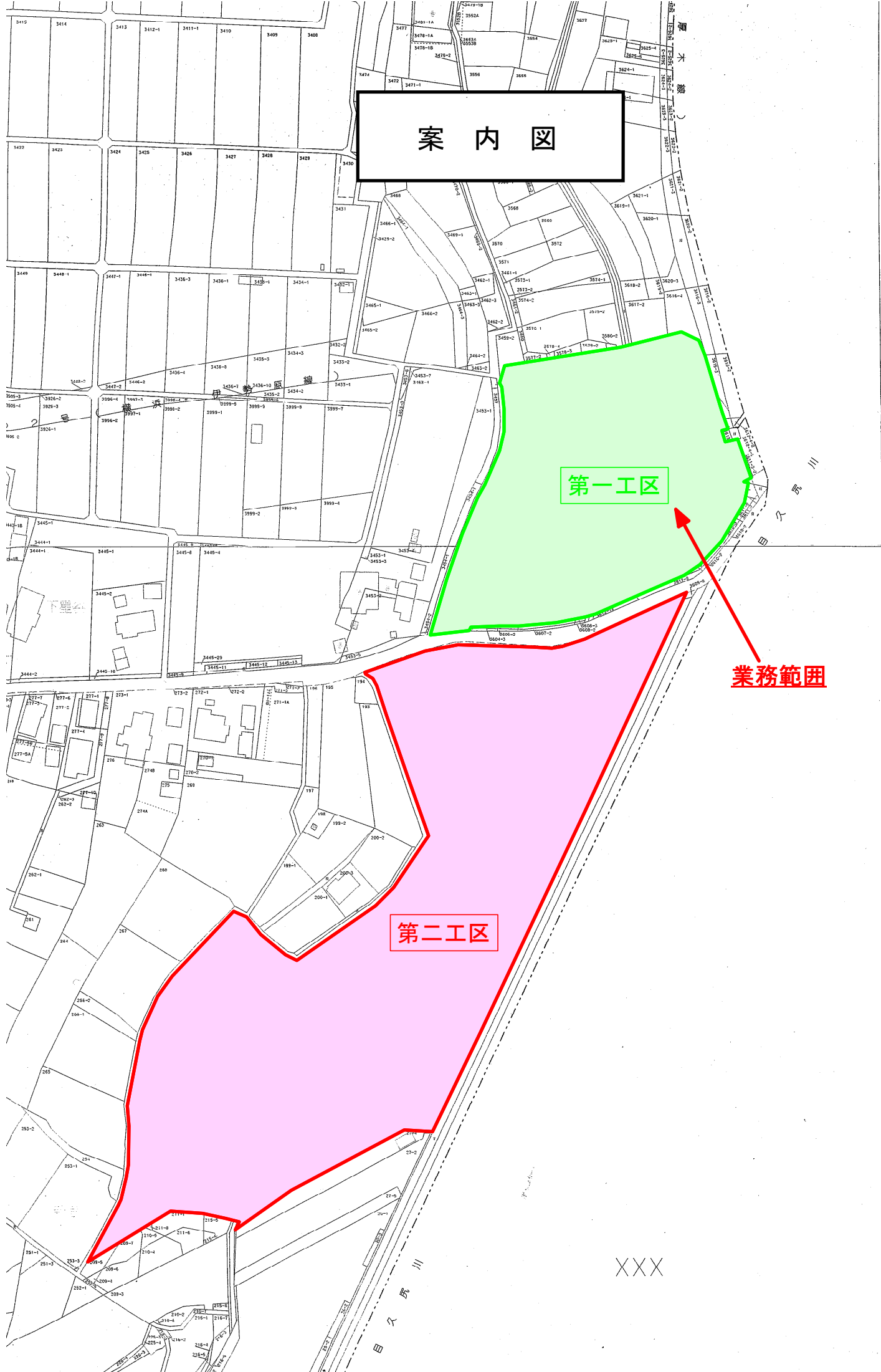
# 案内図

第一工区

業務範囲

第二工区

XXX



業務範囲案内図



業務範囲(公園整備工事範囲)

平成30年度						

委 託 費 設 計 書

件 名

(仮称)本郷公園(第一工区)整備工事施工監理業務委託

金

円也

(消費税相当額を含む)



直接人件費内訳書

種 別	細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接人件費						
監理方針の説明		式	1			第1号単価表参照
施工図等の検討及び報告		式	1			第1号単価表参照
工事材料、設備機器等の検討及び報告		式	1			第1号単価表参照
現場施工立会確認		式	1			第1号単価表参照
設計図書との照合及び確認(変更等含む)		式	1			第1号単価表参照
設計図書との照合及び確認の結果報告		式	1			第1号単価表参照
工事監理報告書等の提出		式	1			第1号単価表参照
直接人件費小計(補正前)						
作業量に係わる補正係数	補正係数(S)=a×b×c					
	a=面積による補正係数				0.75	(1.3ha/2.0ha) <sup>0.67</sup>
	b=地形による補正係数				1.0	敷地の高低差が10m未満
	c=作業難易度による補正係数				1.0	標準的な設計
	(S)=0.75×1.0×1.0				0.75	端数処理(少数第3位四捨五入)
直接人件費小計(補正後)						直接人件費小計×補正係数
直接人件費計						







